

陸上自衛隊予防接種等実施規則

平成7年5月29日
陸上自衛隊達第92—6号

改正 平成8年1月29日達第92—6—1号	平成11年9月13日達第92—7号
平成16年2月24日達第92—6—2号	平成19年1月9日達第122—215号
平成20年7月23日達第122—228号	平成23年4月1日達第32—19号
平成23年8月3日達第92—6—3号	平成26年7月17日達第92—6—4号
令和元年6月27日達第122—303号	令和3年3月15日達第122—315号

防衛庁職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第36条の規定に基づき、陸上自衛隊予防接種実施規則（昭和31年陸上自衛隊達第92—6号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 富澤 暉

陸上自衛隊予防接種等実施規則

（目的）

第1条 この規則は、陸上自衛隊の隊員に対する予防接種及び予防投薬（以下「予防接種等」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則中、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 予防接種 疾病に対して免疫の効果を獲得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されている免疫源を、人体に注射し、又は接種することをいう。
- （2） 予防投薬 感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防する目的で医薬品（予防接種に用いられるものを除く。）を投与（治療のための投与を除く。）することをいう。
- （3） 副反応及び副作用（以下「副反応等」という。） 予防接種等の実施後に人体に生じる、局所又は全身の不必要な反応及び作用で、医療を必要とするものをいう。
- （4） 禁忌 予防接種等の実施を勧められない、特定の症状又は状況のことをいう。

(予防接種等を行う疾病)

第3条 予防接種等を行う疾病は、次のとおりとする。

- (1) 急性灰白髄炎
- (2) 風しん
- (3) コレラ
- (4) インフルエンザ
- (5) 日本脳炎
- (6) 狂犬病
- (7) 破傷風
- (8) A型肝炎
- (9) B型肝炎
- (10) 黄熱
- (11) マラリア
- (12) 結核
- (13) 前各号に規定する疾病以外の疾病に対して行う予防接種等については、別に定める。

(予防接種等の種類)

第4条 予防接種等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定期予防接種
 - (2) 臨時予防接種
 - (3) 予防投薬
- 2 定期予防接種は、破傷風及びB型肝炎について行い、その対象者は破傷風にあつては全隊員、B型肝炎にあつては医療従事者とする。
- 3 臨時予防接種は、次に掲げるものの一つに該当したときに隊員の全部又は一部に対して実施するものとする。
- (1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第4条第1項又は第2項の規定により隊員若しくは部隊等が国際緊急援助活動等を行う場合、隊員が当該活動等の支援を行う場合又は当該活動等の態勢を整備する場合であつて、必要と認めたとき。
 - (2) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第9条第4項、第12条第2項又は第20条第3項の規定により隊員若しくは部隊等が国際平和協力業務を行う場合（同法第12条第2項の規定により国際平和協力業務を行う場合にあつては、国際平和協力本部から予防接種等の実施について依頼があつた場合に限る。）又は隊員が当該業務の実施等の支援を行う場合であつて、必要と認めたとき。
 - (3) 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第

55号)第7条第1項の規定により部隊が海賊対処行動をとる場合であつて、必要と認めるとき。

- (4) 防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号)第2条に規定する健康管理を行う者(以下「健康管理者」という。)が、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成7年法律第122号)第2条第1項の規定により派遣される隊員に対し必要と認めるとき。
 - (5) 健康管理者が、海外出張する隊員に対し必要と認めるとき(第1号から第3号までのいずれかに該当した場合を除く。)
 - (6) 健康管理者が、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定により都道府県知事又は市町村長(以下「都道府県知事等」という。)が行う臨時の予防接種の委託を受けたとき。
 - (7) その他健康管理者が、疾病の発生及びまん延予防上必要と認めるとき。
- 4 予防投薬は、前項第1号から第3号に掲げるもののいずれかに該当する場合で、必要と認めるとき又は同項第4号、第5号及び第7号に掲げるもののいずれかに該当する場合で、健康管理者が必要と認めるときに、隊員の全部又は一部に対して実施するものとする。

(責務)

第5条 健康管理者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 予防接種等を実施する場合には、あらかじめ隊員に対し普及教育を行い、接種等を受けるように指導しなければならない。
- (2) 予防接種等を実施する場合には、予防接種等を受ける隊員の健康状態の把握のため、あらかじめ予防接種予診票(別紙第1-1)又は予防投薬予診票(別紙第1-2)に必要事項を記入させ、提出させなければならない。なお、予防投薬について一連のものとして複数回実施される場合には、2回目以降の提出は省略することができる。
- (3) 前条第3項第6号に基づく予防接種を実施する場合は、あらかじめ都道府県知事等と予防接種を実施するために必要な事項を協議の上、委託者、委託を受けた予防接種の種類、事故の責任関係、接種費用の支払等を明記した契約書を取り交わさなければならない。
- (4) 前条第3項第7号に該当する場合で同号又は前条第4項に基づき予防接種等を実施するときは、必要に応じ、あらかじめその所在地を管轄する都道府県知事等と、予防接種等の対象者、技術的方法等の予防接種等を実施するために必要な事項を協議しなければならない。
- (5) 疾病、休暇、出張又は部外における訓練等のやむを得ない事由で予防接種等を受けられない隊員については、必要に応じ、当該事由の消滅後

速やかに予防接種等を実施し、又は部外において行われる予防接種等を受けるように指導しなければならない。

2 予防接種等の実施者である医師（以下「実施者」という。）の責務は、次のとおりとする。

(1) 予防接種等の実施に必要な計画の作成、準備及び点検を行い、実施者を補佐する者（以下「補助者」という。）が必要な場合は、その業務を明確に指示し、万全の注意の下に厳正に実施しなければならない。

(2) あらかじめ予防接種等を受ける隊員の健康状態を問診、診察等により診断し、実施の可否について判定しなければならない。

（予防接種等の実施）

第6条 予防接種等を実施する場合には、健康管理者、実施者及び補助者は、別紙第2に掲げる一般的注意事項を厳守するものとする。

2 予防接種等の実施要領の細部については、別に定める。

（副反応等及び禁忌）

第7条 実施者は、予防接種等の副反応等を予防するために前条に規定する副反応等及び禁忌について熟知し、被接種者に対し必要な予診を行い、問診又は陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36—6号）第10条に定める免疫記録表その他の証明書により被接種者の予防接種歴等を確認し、更に必要な場合には診察により予防接種等の可否を判定する。

2 健康管理者は、予防接種等による副反応等が発生した場合には、実施者の意見を参考にし、当該隊員に対し適切な措置を実施しなければならない。

（記録等）

第8条 予防接種等を実施する際に、健康管理者が作成しなければならない予防接種等の必要な記録（以下「予防接種等記録台帳」という。）の様式及び記載要領は、別紙第3のとおりとする。

2 健康管理者は、所要の事項が適正に記載された予防接種等記録台帳を、当該予防接種終了後5年間保存するものとする。

3 健康管理者は、予防接種終了後、その旨を被接種者及び接種の不適合者について免疫記録表に記録するものとする。

4 黄熱に対する予防接種については、「黄熱の予防接種に関する国際証明書」（検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）様式第6の1）の記載に基づいて、第1項及び前項の記録を行うものとする。

5 健康管理者は、予防接種等を受けた隊員から予防接種済証明書の交付を求められた場合、又はその他必要と認める場合には、前条による免疫記録表の記録に基づいて、別紙第4の様式により、医師に予防接種済証明書を交付させることができる。

(報告)

第9条 健康管理者は、予防接種等終了後その旨を別紙第5の様式により、順序を経て当該四半期終了後1箇月以内に陸上幕僚長に報告するものとする。

ただし、B型肝炎の予防接種実施報告は、抗体検査結果を含め翌年度4月末日までに報告するものとする。(衛定第15号)

- 2 健康管理者は、予防接種等による副反応等が発生した場合には、速やかに、別紙第6の様式により、順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。このうち、第4条第3項第6号の規定に基づく予防接種にあつては、併せて委託を受けた都道府県知事等に通知するものとする。(衛定第16号)

附 則

- 1 この達は、平成7年5月29日から施行する。
- 2 陸上自衛隊予防接種実施規則(昭和31年陸上自衛隊達第92—6号)は廃止する。

附 則(平成8年1月29日陸上自衛隊達第92—6—1号)

この達は、平成8年1月29日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則(平成11年9月13日陸上自衛隊達第92—7号抄)

この達は、平成11年9月13日から施行する。

附 則(平成16年2月24日陸上自衛隊達第92—6—2号)

この達は、平成16年2月24日から施行し、同年1月9日から適用する。

附 則(平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号)

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則(平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号抄)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月3日陸上自衛隊達第92—6—3号)

この達は、平成23年8月3日から施行する。

附 則(平成26年7月17日陸上自衛隊達第92—6—4号)

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号)

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則(令和3年3月15日陸上自衛隊達第122—315号)

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上上使用することができる。

別紙第1—1 (第5条関係)

予 防 接 種 予 診 票

※欄は記入しないこと。

所 属	階級 (級)	氏 名	性 別	年 齢
	認 識 番 号			
			男・女	満 歳 (年 月 日生)
診察前の 体温	℃	今日の予防接種を受けますか (接種に同意します・接種に同意しません) 接種に同意しない理由 ()		

質 問 事 項	回 答 欄	医 師 記入欄※
現在、体に具合の悪いところがありますか 具合の悪い症状を書いてください ()	はい・いいえ	
最近1カ月以内に病気にかかりましたか 病 名 ()	はい・いいえ	
現在、医師の治療を受けている病気がありますか 病 名 ()	はい・いいえ	
これまで重い病気 (心臓病、腎臓病、肝臓病、高血圧、糖尿病、 喘息等) にかかったことがありますか 病 名 ()	はい・いいえ	
今までに「けいれん」を起こしたことがありますか	はい・いいえ	
薬や食品 (卵等) で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の 具合が悪くなったことがありますか (その種類)	はい・いいえ	
現在、妊娠していますか 妊娠月数 (カ月)	はい・いいえ	
1カ月以内に他の予防接種を受けましたか 予防接種名 ()	はい・いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことがあり ますか 予防接種名 ()	はい・いいえ	
家族に予防接種を受けて具合が悪くなった人がいますか 血縁関係及び予防接種名 ()	はい・いいえ	
医師の記入欄※ 所見 接種 (可 ・不可) 判定医師名		

使用ワクチン名 ロット番号 接種量	実 施 場 所 ・ 医 師 名
	実 施 場 所 接種年月日 年 月 日 接種医師名

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 ※欄については医師が記入すること。
2 判定医師名は判定医師と接種医師が一致しないときに記入すること。
3 この予診票は接種日から5年間保存すること。

別紙第1—2 (第5条関係)

予 防 投 薬 予 診 票

※欄は記入しないこと。

所 属	階級 (級)	氏 名	性 別	年 齢
	認 識 番 号			
			男・女	満 歳 (年 月 日生)
投薬を受けますか (投薬に同意します・投薬に同意しません) 投薬に同意しない理由 ()				

質 問 事 項	回 答 欄	医 師 記 入 欄※
現在、体に具合の悪いところがありますか 具合の悪い症状を書いてください ()	はい・いいえ	
最近1カ月以内に病気にかかりましたか 病 名 ()	はい・いいえ	
現在、医師の治療を受けている病気がありますか 病 名 ()	はい・いいえ	
これまで重い病気 (心臓病、腎臓病、肝臓病、高血圧、糖尿病、喘息等) にかかったことがありますか 病 名 ()	はい・いいえ	
現在、服薬中の薬がありますか 医薬品名 ()	はい・いいえ	
薬や、予防接種や食品 (卵等) で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい・いいえ	
現在、妊娠していますか 妊娠月数 (カ月)	はい・いいえ	
家族に投薬を受けて具合が悪くなった人がいますか 血縁関係及び薬品名 ()	はい・いいえ	
医師の記入欄※ 所見 投薬 (可 ・不可) 判定医師名		

医薬品名・メーカー名等 ロット番号 処方数量 (錠)	処 方 し た 場 所 ・ 医 師 名
	処方した場所 投薬開始年月日 年 月 日 処方医師名

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 ※欄については医師が記入すること。
2 判定医師名は判定医師と処方医師が一致しないときに記入すること。
3 この予診票は投薬開始日から5年間保存すること。

別紙第2（第6条関係）

予防接種等実施上の一般的注意事項

1 接種の場所

- (1) 接種予定人員に応じた広さを有すること。
- (2) 採光、換気等に十分な窓の広さ、照明設備等を有する清潔な場所であり、冬期には十分な暖房設備を備えていること。
- (3) 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。
- (4) 二種類以上の予防接種を同時に行う場合には、それぞれの予防接種の場所が明瞭に区別され、かつ、混乱が起こらないよう配慮すること。

2 接種液

- (1) 接種液の使用前には、必ず、国家検定に合格したことを示す検定証紙の有無、標示された接種液の種類、有効期限を確認し、異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がないかどうかを点検すること。
- (2) 接種液の貯蔵は、それぞれの生物学的製剤基準の定めるところによらなければならないが、その方法としては、必ず所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用すること。

3 実施計画等

- (1) 健康管理者は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ実施者である医師に対して、実施計画の概要、予防接種の種類、対象者等について説明すること。
- (2) 接種施設には、予防接種直後のショック等の発生に対応するために必要な薬品及び器具等を備えておくこと。

4 集団接種の際の注意事項

(1) 実施計画の作成

予防接種の実施計画の作成に当たっては、予診の時間を含めて医師2名を中心とする1班が1時間に対象とする人員が、40人程度となることを目安として計画すること。

なお、医師1名により予診及び接種を行う場合には、これを標準として接種対象人員を調節すること。

(2) 接種用具等の整備

ア 接種用具等（特に注射針、経口投与器具、体温計等多数必要とするもの）は実施者及び補助者が健康管理者と調整の上整備しておくこと。

イ 注射器は、2ml 以下のものとする。

ウ 接種用具等を滅菌する場合はできるだけ煮沸以外の方法によること。

(3) 予防接種の実施に従事する者

ア 予防接種を行う 1 班は、原則として、予診を行う医師 1 名及び接種を行う医師 1 名を中心とし、これに看護師等の補助者 2 名以上及び事務従事者を配して班を編成し、それぞれの処理する業務の範囲をあらかじめ明確に定めておくこと。

イ 班を編成して実施する際には、実施者は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員は指示された事項以外は独断で行わないようにすること。

5 予診、接種不適合者及び接種要注意者

(1) 問診については、あらかじめ予防接種予診票（別紙第 1）を配布し、各項目について記載の上、これを接種の際に持参するように指導すること。

予防接種予診票は、当該予防接種終了後 5 年間保存すること。

(2) 接種施設において、問診、検温及び視診、聴診等の診察を接種前に行い、接種を受けることが不適合な者又は接種の判断を行うに際し注意を要する者に該当するかどうかを調べること。

(3) 予診の結果異常が認められ、かつ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 6 条に規定する、接種を受けることが不適合な者に対しては、当日は接種を行わず、必要がある場合は精密検査を受けるよう指示すること。

(4) 接種の判断を行うに際し注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、十分注意して接種すること。

なお、接種の判断を行うに際し、注意を要する者は次のとおり。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

イ 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がなされている者

オ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

- (5) 集団接種において予診を行う場合には、接種場所に接種を受けることが不適当な状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、接種対象者から健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を容易にすること。

6 接種時の注意

- (1) 予防接種を行うに当たっては、次の事項を厳守すること。
- ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
 - イ 接種液は保存に留意するとともに、使用に当たっては均質にして使用すること。
 - ウ バイアル瓶入りの接種液は、瓶の栓及びその周囲をアルコールで消毒した後、栓を取り外さずさないで吸引すること。
 - エ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分を事前にアルコールで消毒すること。
 - オ 予防接種は、原則として、上腕伸側に行い、接種部位はアルコールで消毒すること。
 - カ 皮下注射を行うときは、注射針の先端が血管内に入っていないことを確かめること。
 - キ 同一接種部位に反復して接種することはできるだけ避けること。
 - ク 接種用具等の消毒薬は、十分な濃度のものを使用し、集団接種の場合には無色の消毒薬剤はあらかじめフクシン、メチレン青等により着色しておくこと。
- (2) 予防接種を受けた者に対して、次の事項を知らせること。
- ア 接種後には、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
 - イ 接種後、局所の異常反応や体調の変化を訴える場合には、速やかに医師の診察を受けること。

7 他の予防接種との関係

- (1) 予防接種の間隔については、原則として、生ワクチンについては接種後4週間以上、不活化ワクチン又はトキソイドについては接種後1週間以上の間隔をおいて次の予防接種を行うこと。
- (2) 前号以外の予防接種スケジュールについては、別に示す。

別紙第3（第8条関係）

予 防 接 種 等 台 帳

所 属	階 級	氏 名	予 防 接 種 等 名 及 び 回 数	実 施 年 月 日	副 反 応 等 の 有 無	備 考
	認 識 番 号					

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 副反応等は、被接種者が副反応等のために医療機関で診療を受けたときに記入する。
- 2 備考欄は、接種液等の製造所等を記入する。
- 3 予防投薬で投与が長期にわたるものは、予防接種等名及び回数欄に投与方法及び期間単位の投与回数を、実施年月日欄に投与開始から終了までの期間を記入する。
- 4 この台帳は、実施完了日から5年間保存する。

別紙第4（第8条関係）

予防接種済証明書の様式

※ 予防接種済証明書						
						住 所
						氏 名
						年 月 日生
予防接種を行った年月日						
第	回	年	月	日	使用接種液名	接種量 ml
第	回	年	月	日	使用接種液名	接種量 ml
第	回	年	月	日	使用接種液名	接種量 ml
年 月 日						
所 在 地						
医師氏名						

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 ※印の箇所は、病名を記入すること。
2 不要の文字は、抹消して用いること。
3 住所の箇所は所属部隊名及び所在地を、隊員以外の者については、住所を記入すること。

別紙第5 (第9条関係)

発 簡 番 号
年 月 日

殿

発 簡 者

第 四半期予防接種等実施報告
(衛定第15号)

1 予防接種

予防接種名	区 分	被 接 種 者 数				接種液 (本)				備考
		被接種者数	被接種者数	被接種者数	被接種者数	繰越 数	受領 数	使用 数	残数	
		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数					
破 傷 風 トキソイド		第1回	第2回	第3回	その他					
	自 衛 官	—	—	—	—					
	事務官等	—	—	—	—					
B 型 肝 炎 ワ ク チ ン		第1回	第2回	第3回	その他					
	自 衛 官	—	—	—	—					
	事務官等	—	—	—	—					
		抗体獲得者数及 び獲得率 (新規対象者)		抗体陽転者数 接種者数		抗体獲得者数及 び獲得率 (再接種対象者)		抗体陽転者数 接種者数		
	自 衛 官	— (%)		— (%)		— (%)		— (%)		
事務官等	— (%)		— (%)		— (%)		— (%)			
ポ リ オ ワ ク チ ン		第1回	第2回	その他	/					
	自 衛 官	—	—	—						
	事務官等	—	—	—						
風 し ん ワ ク チ ン		第1回	/							
	自 衛 官	—								
	事務官等	—								

コ レ ラ ワ ク チ ン		第1回	第2回	その他					
	自衛官	—	—	—					
	事務官等	—	—	—					
イ ン フ ル エ ン ザ ワ ク チ ン		第1回	第2回	その他					
	自衛官	—	—	—					
	事務官等	—	—	—					
日 本 脳 炎 ワ ク チ ン		第1回	第2回	第3回	その他				
	自衛官	—	—	—	—				
	事務官等	—	—	—	—				
狂 犬 病 ワ ク チ ン		第1回	第2回	第3回	その他				
	自衛官	—	—	—	—				
	事務官等	—	—	—	—				
黄 熱 ワ ク チ ン		第1回	その他						
	自衛官	—	—						
	事務官等	—	—						
そ の 他 の ワ ク チ ン (ワ ク チ ン 名)		第1回	第2回	第3回	その他				
	自衛官	—	—	—	—				
	事務官等	—	—	—	—				

2 予防投薬

予防投薬名	区分	被投薬者数				投与量(本・錠)				備考
		被投薬者数	被投薬者数	被投薬者数	被投薬者数	繰越数	受領数	使用数	残数	
		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数					
人免疫グロブリン		派遣前	3箇月後	その他						
	自衛官	—	—	—						
	事務官等	—	—	—						
マラリア 予 防 薬 (薬品名)	自衛官	—								
	事務官等	—								
	投与期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
	投与の用法及び用量	経口・注射 錠 (mg) / 日又は週								
そ の 他 の 予 防 薬 (薬品名)	自衛官	—								
	事務官等	—								
	投与期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
	投与の用法及び用量	経口・注射 錠 (mg) / 日又は週								

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 該当者のない項は、削除することができる。
 2 備考欄は、予防接種の定期又は臨時の別を記入する。
 3 国際貢献活動に関連するものは、別個に集計し、該当する国際貢献活動名を備考欄に記入する。
 4 用紙規格はA列4番とし、記載内容に応じて数葉にわたることができる。

別紙第6 (第9条関係)

予防接種等の副反応等報告
(衛定第16号)

患 者	所 属		階 級		氏 名	
	性 別		年 齢	満	歳 (年 月 日生)	
	連絡先					
実 施 者	所 属		階 級		氏 名	
予防接種等の種類	1 定期予防接種 2 臨時予防接種 3 予防投薬					
委託の有無	1 あり 2 なし (「あり」の場合の依頼元)					
予防接種実施状況	実施日時 (複数回実施されたときは、その回数及び各々の実施日時)					
	接種液	メーカー名		ロット番号		
		接種部位		接種方法		
予防投薬実施状況	実施日時 (複数回投与されたときは、その回数及び各々の実施日時)					
	医薬品 (メーカー名、投与方法等)					
既往歴	既往歴及び予診時の留意点 (アレルギー、基礎疾患、最近1箇月以内の予防接種等や病気等)					
家族歴						
副反応等の概要	発生日時					
	概要 (症状・徴候・臨床経過・診断・検査)					
	他の疾患の可能性					
※予 後	1 死亡 剖検所見 () 2 重篤 (死亡の危険あり) 3 入院 (病院名 入院日 退院日) 4 後遺症 5 その他					
※回復状況	1 回復している 2 まだ回復していない 3 不明					
報告回数	1 第1報 2 第2報 3 第3報以後					

寸法：日本産業規格A4

注：1 ※欄については、経過観察後の報告 (第2報) で差し支えない。

2 アラビア数字の選択肢のある欄については、該当する数字を○で囲むこと。